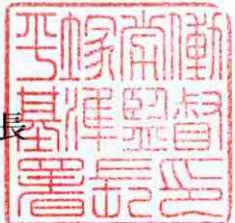


平塚基署発 0901 第 1 号
令和 3 年 9 月 1 日

建設業労働災害防止協会
神奈川支部
平塚分会長 殿

平塚労働基準監督署長



台風をはじめとする局地的な降雨及び強風等による労働災害防止の徹底について（要請）

貴職におかれましては、日頃から労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年は全国的に局地的な大雨等による影響により、氾濫危険水位を超える河川の増水、住宅地や農地を含めた周辺道路の冠水、また、地すべりや土石流の発生による被害も発生している状況にあり、当署管内においても 7 月には金目川が氾濫危険水位を超えて周辺道路が冠水するなどの被害が発生しているところです。

当署管内には、丹沢山系から相模湾につながる幾つかの主要な河川があり、平野部における住宅地の上下水道、農作業用の用水路など局地的な降雨により急激な増水等によるリスクが生じる可能性が高い場所がみられます。また、急傾斜地の崩壊・地すべり・土石流などの土砂災害が発生するおそれのある土砂災害警戒区域（特別警戒区域）などもあることから、それらに近接する工事あるいは当該箇所における工事などの際には、降雨等の影響から労働災害の発生が懸念されるところであります。

つきましては、貴職におかれましても、日頃から大雨や強風等に対する防災対策を徹底するとともに、あらかじめ関係者の安全を確保し、万が一、自然による被害があったときの復旧工事等を行う場合は、下記の資料を参照し、細心の注意を払うよう関係事業場等に当該要請の周知を徹底していただきたくお願いいたします。

記

（添付）関連リーフレット

- ・ 資料 1 降雨及び強風等による労働災害防止の徹底について
- ・ 資料 2 災害からの復旧工事の安全な施工について
- ・ 資料 3 がれきの処理作業を行う際の注意事項
～ がれき処理作業を行う皆様へ ～
- ・ 資料 4 がれきの処理作業を行う際の注意事項 ～ 事業者の皆様へ ～
- ・ 資料 5 職場の熱中症予防対策は万全ですか？
- ・ 資料 6 建設業の死亡災害急増アラート！死亡災害撲滅緊急措置